

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	DCりそなグローバルバランス
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合
4. 商品属性	
当初設定日	2016年5月12日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	RAM国内債券マザーファンド、RAM先進国債券マザーファンド、RAM新興国債券マザーファンド、RAM国内株式マザーファンド、RAM先進国株式マザーファンド、RAM新興国株式マザーファンド、RAM国内リートマザーファンド、RAM先進国リートマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>① 主として各マザーファンド受益証券への投資を通じ、実質的に国内、先進国および新興国の債券・株式・上場投資信託証券ならびに国内および先進国の不動産投資信託証券等(上場投資信託証券を含む。)への分散投資を行います。</p> <p>② 中長期的な運用に適したポートフォリオ構築にあたり、以下の2つの手法を組み合わせます。</p> <p>1. 原則年1回程度、独自の定量モデルを用いて「基本的資産配分比率」を決定します。 すなわち、定量モデルを用いたポートフォリオの評価に従い、信託財産の着実な成長が期待でき、かつ運用期間中における信託財産の大幅な下落リスクを抑制する効果が期待できる投資比率を、「基本的資産配分比率」とします。</p> <p>2. また、「基本的資産配分比率」をポートフォリオ構築の主体としつつ、適時、市場動向に応じた資産配分の見直し(調整)を行います。</p> <p>具体的には、投資環境やマクロ経済の状況に関する定点観測、および市場テーマ・金融政策の動向などに関する分析を行い、相対的な魅力度が高いと判断した資産への投資比率を「基本的資産配分比率」よりやや高め、また相対的な魅力度が低いと判断した資産への投資比率を「基本的資産配分比率」よりやや低めに調整します。</p> <p>③ 各マザーファンド受益証券への投資比率は、上記② 1.による独自の定量モデルを用いて決定した「基本的資産配分比率」を基本として、上記② 2.の市況動向に応じた資産配分の見直し(調整)を適時行い決定します。</p> <p>④ 効率的な運用を行うことを目的として、株価指数先物取引、債券先物取引等を利用することがあります。</p> <p>⑤ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>⑥ 各マザーファンド受益証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちますが、市場環境等を勘案して、投資比率を引き下げる場合があります。</p> <p>⑦ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ● 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ● 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ● デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
ベンチマーク	当ファンドのベンチマークはありません。
決算日	1月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<p>原則、毎年1月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ● 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、信託財産の中長期的な成長に資することを考慮して分配を行わないことがあります。 ● 収益分配金は自動的に再投資されます。
償還条項	<p>次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき。 ● 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき。 ● やむを得ない事情が発生したとき。
5. 購入方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約単位	1口単位
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には以下の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.66%(税抜年0.60%) (内訳:委託会社0.308%(税抜0.28%)、販売会社0.308%(税抜0.28%)、受託会社0.044%(税抜0.04%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	● 監査法人に支払うファンドの監査費用は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

項目	内容
7. 費用(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は、証券会社等に都度支払われます。 ● 外貨建資産の保管等に要する費用は、海外の保管機関に都度支払われます。 ● 信託財産に関する租税、信託財産の事務の処理にかかる費用等は都度支払われます。 <p>上記、その他の費用・手数料にかかる消費税等相当額も含まれます。 これらその他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことはできません。 ※上場投資信託証券、上場不動産投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。 ※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。</p>
8. お申込み不可日等	<p>ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所のいずれかが休業日の場合には、お申込みができません。</p> <p>また金融商品取引所における取引の停止、その他合理的な事情等があると委託会社が判断したときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。</p>
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み損失の可能性	<p>基準価額は、実質的に組み入れている有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。</p> <p>したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。</p>
11. 基準価額の主な変動要因等	<p>当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。</p>
株価変動リスク	<p>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。</p>
金利(債券価格)変動リスク	<p>債券の価格は、一般に金利が上昇(低下)した場合は値下がり(値上がり)します。債券価格が値下がりの場合は、基準価額の下落要因となります。</p>
リート価格変動リスク	<p>リートの価格は、不動産市況(不動産価格、賃貸料等)、金利・景気動向、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。リートの価格および分配金がその影響を受け下落した場合、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。</p>
為替変動リスク	<p>為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。</p>
資産配分リスク	<p>複数資産(国内・外の株式、債券、リート等)への投資を行うため、投資比率が高い資産の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。</p>
信用リスク	<p>実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。</p>
流動性リスク	<p>時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>
カントリーリスク	<p>投資対象国・地域(特に新興国)において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となる場合があります。</p>
12. セーフティネットの有無	<p>投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。</p>
13. 持分の計算方法	<p>解約価額(= 基準価額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。</p>
14. 委託会社	<p>りそなアセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)</p>
15. 受託会社	<p>株式会社りそな銀行(信託財産の保管・管理を行います。) (再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)</p>

(運営管理機関) りそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。

(2020.7)